

〔R0225〕 消防法

次の記述のうち、消防法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、建築物は、いずれも無窓階を有しないものとし、指定可燃物の貯蔵又は取扱いは行わないものとする。

1. 収容人員が10人の飲食店と、収容人員が30人の共同住宅からなる複合用途防火対象物については、防火管理者を定めなければならない。
2. 事務所とホテルとが開口部のない準耐火構造の床又は壁で区画されているときは、その区画された部分は、消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準の規定の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなす。
3. 延べ面積300㎡、平屋建ての図書館については、原則として、消火器又は簡易消火用具を設置しなければならない。
4. 特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした延べ面積2,000㎡の展示場については、屋内消火栓設備を設置しなくてもよい。

〔R0225〕 正答 2

1. 正しい。設問は、飲食店と共同住宅とからなる複合用途防火対象物であり、一部に消防法令別表 1 (3) 項ロに該当する飲食店の用途が存することから、(16) 項イの複合用途防火対象物である。したがって、同法 8 条 1 項及び同法令 1 条の 2 第 3 項一号ロにより、収容人員が 30 人以上のものは、防火管理者を定めなければならない。設問の収容人数は、40 人(10 人+30 人)である。
2. 誤り。消防法令 8 条一号により、防火対象物が、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合、消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準の規定(消防法令 2 章 3 節)の適用について、それぞれ別の防火対象物とみならず。準耐火構造の床又は壁ではない。
3. 正しい。図書館は、消防法令別表第 1 (8) 項に該当し、同法令 10 条 1 項三号により、延べ面積 300 m^2 以上のものは、消火器又は簡易消火用具を設置しなければならない。
4. 正しい。展示場は、消防法令別表 1 (4) 項に該当し、同法令 11 条 1 項二号及び 2 項により、延べ面積が 2, 100 m^2 以上(700 m^2 の 3 倍)のものは、原則として、屋内消火栓設備を設置しなければならないが、設問はこの規模に満たない。